

別記様式第1号(第四関係)

みさとちょうちくかっせいかけいかく  
美郷町地区活性化計画

秋田県美郷町

平成28年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	美郷町地区活性化計画
都道府県名	秋田県
市町村名	美郷町
地区名(※1)	美郷町地区
計画期間(※2)	平成28年度～平成32年度

## 目 標 : (※3)

少子高齢化・人口減少により地域活力が低下していることから、美郷町の産業の核である農業を基軸に、地域資源である「農業・食・自然・農村の歴史民俗文化」を新たな観光資源と捉え、既存の観光施設と併せて総合的に活用しながら農業農村の魅力を発信するため、建物そのものが歴史文化的な価値を有する美郷町出身で秋田県初の民間飛行家佐藤章の生家の蔵並びに旧千屋村の村づくりの先駆者坂本東嶽邸の離れ及び蔵を、地域資源活用総合交流施設(廃校・廃屋等改修交流施設)として整備するとともに、創意工夫発揮事業により観光ルートの確立・都市部でのPRを図り、さらに他の施設との有機的な連携により地域間交流の促進による地域の活性化を図る。

具体的な目標は、農観連携・グリーンツーリズムの促進とし、評価指標は次のとおりとする。

第1指標: 交流人口の増加数とし、計画期間前の主要観光施設等への観光入込客数の11.22%となる151,832人の増を目指す。

第2指標: 雇用者数の増加とし、4人の増を目指す。

第3指標: 体験型交流プログラム等の実施回数として、年間27回の実施を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

美郷町(以下「本町」という。)は、秋田県南部の仙北平野東部に位置し、千畑町、六郷町、仙南村の3町村が平成16年11月1日に合併して誕生した。美郷地区は本町全域を占め、東は奥羽山脈を境に岩手県、南は横手市、北・西は大仙市とそれぞれ接している。総面積は168.36平方キロメートルで、東西に約14キロメートル、南北に約20キロメートルの広がりを持っている。

西側は、標高40メートルから50メートルの発達した扇状地の扇端部にあつて、豊かな土壌に恵まれた県内有数の穀倉地帯を形成している。

基幹産業は稲作を中心とした農業だが、産業別就業人口は、第一次産業が17%、第二次産業が32%、第三次産業が51%となっており、第三次産業の比率が高まっていく傾向にある。

本町は、一面に広がる田園風景や湧水群、水環境保全のため取得した251haに及ぶ七滝水源涵養保安林などの豊かな自然、美しい景観に恵まれた地域であり、こうした自然に加え、農村の歴史民俗文化などを活かした地域間交流を促進するため、町指定文化財の坂本東嶽邸の母屋などの既存施設に加え、廃校を活用した美郷町宿泊交流施設「ワクス」(森林整備加速化・林業再生基金事業)や東北一の質と量を誇るわら細工や民俗資料を収蔵展示する美郷町歴史民俗資料館などの整備を秋田県との協働で行っている。

### 現状と課題

本町の人口は、21,674人(平成22年国勢調査)で若年層を中心に人口流出が続き平成17年からの5年間で5.9%減少している。このため、農業従事者も高齢化している現状にある。また、他の農山漁村地域の例のとおり、主産業の農業が米価の下落等により低迷するなど地域の経済環境が悪化しており、地域活力の低下が懸念されている。観光産業においても、平成23年に年間100.5万人の入込客数があったが、近年の観光者のニーズの多様化などのため98.5万人と約2.0%落ち込んでいる。

このため、新たな就農者の確保や魅力ある特産品開発(薬用植物)などの農業振興施策と合わせ、交流人口の拡大を図ることによる地域活性化を目的に企業や大学、他の地方公共団体との連携により子ども農村交流事業や農作業体験ツアーなどの各種交流事業を展開している。こうした交流の取組みに観光資源を取り入れ、更に拡充して展開していくためには、交流の拠点となる施設を整備することが必要となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

#### 1 佐藤家蔵の活用

佐藤家の蔵は、田舎暮らし希望者の移住体験や就農希望者の中期的農作業体験、観光客の短期的な農作業体験などで地元住民との交流や体験者同士の交流の場として活用する。また、単なる通過型の観光ではなく既存の資源と連携した体験型の交流プログラム(※1)の活動の場として提供する。なお、体験希望者の受け入れ先を隣接する美郷町宿泊交流施設「ワクス」とすることで、その相乗効果により双方の施設の利用促進も見込まれる。(※1 具体的内容及び既存資源との連携イメージは、別添「体験型交流プログラム等利用者見込み」及び「既存資源との連携による施設活用イメージ」のとおり)

#### 2 坂本邸(離れと蔵)の活用

坂本邸の離れでは、お茶会や句会、時代背景を同じくする学友館(美郷町立資料館)所蔵の明治期の資料の特別展などを定期的に開催し、また、地元特産の鯉料理や畑屋うさぎの料理、野趣あふれるジビエ料理、遊休農地を解消するために試験栽培を行っている薬用植物や身近な野菜を使った心と体に優しい料理など農村ならではの「食」を提供する。

また、蔵は、現在未公開となっている貴重な収蔵品の展示収蔵施設として一般公開し、既存の母屋や庭園、離れと一体となって昔の豪農の暮らしを体感できる施設として集客力の拡大を図っていく。

#### 3 企業との連携による観光ルートの創出等及び都市での町・農業のPR活動の実施

連携協定を締結している日本航空の社員とワークショップを開催し、本町の観光資源を観光のプロの目で見直すことにより新たな観光ルートを創出や観光事業の企画を行い、実際に都市部に赴き、町・農業の魅力のPRを行うほか、多様なメディアを通じた情報発信を行うことで民間の施設への波及を含め、交流人口の拡大を図っていく。

**【記入要領】**

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
美郷町	美郷町地区	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	美郷町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
美郷町	美郷町地区	創意工夫発揮事業	美郷町	有	

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし
------

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

美郷町地区(秋田県美郷町)	区域面積(※2)	16,625ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 区域は、美郷町全域から用途地域(211ha)を控除した地域とする。美郷町の総面積16,836haのうち経営耕地(5,986ha)及び林野(7,199ha)の合計面積は13,185haとなり、面積の78.3%を占め、うち田(5,821ha)が34.6%を占めている。また、農業従事者数(1,880人)は、全就業者(10,881人)の17.3%を占めており、農業が地域の重要な事業である地域である。</p> <p>【出展】総面積、経営耕地面積、林野面積、田面積:2010年世界農林業センサス 農業従事者数、全就業者:平成22年国勢調査</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 美郷町の人口は、21,674人で、平成17年から平成22年までの5年間で1,364人、5.9%減少しており、その後も漸減している。また、農業従事者の高齢化や離農者の増加、米価の低迷等、地域の農業をとりまく環境は依然として厳しい状況にある。 こうした現状において地域資源活用総合交流施設を整備し、地域間交流を促進することは新たな農業の担い手を含め、Uターン、Iターン、Jターン者による地域外からの定住者の確保が見込めるなど、地域の活性化を図るためには有効である。</p> <p>【出展】人口:平成22年国勢調査</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 当該地区は、町面積16,836haから大曲都市計画六郷地区用途地域(≡市街地形成地域 211ha)を控除した地域である。</p>		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項「該当なし」

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		権利の種類(※1)	氏名			住所	

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 「該当なし」

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		



- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。  
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

町内の有識者で構成する外部機関「(仮称)農山漁村活性化整備対策事業評価委員会」を設置し評価期間内に検討を加えながら、最終的には平成33年度に運営状況、事業効果、交流人口等について、施設利用者に対する満足度のアンケート結果を含めて交流人口の増加数、雇用者数の増加、体験型交流プログラム等の実施開始の達成状況について検証、評価する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

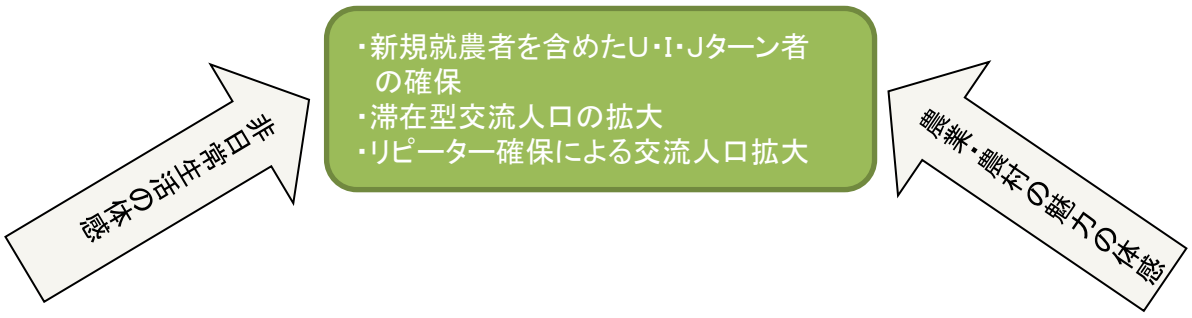
## 体験プログラム等利用者見込み

秋田県美郷町

番号	事業名・メニュー	事業概要	実施時期	人数	日帰り	宿泊	他施設利用	積算	第3評価指標対象
1	農作業体験事業								
	学校間交流による農作業体験	・町内の小・中学校と友好都市と小・中学校の相互交流を実施する。	7月～10月	160		160		40人×4校	4回
	修学旅行生の農作業体験	・県外中学生の修学旅行生の受入を実施する。	春・秋	50	50			25人×2校	2回
	県内高校生の農作業体験	・県内高校生の農作業体験の受入を実施する。	秋	90	90			90人×1校	1回
	農作業体験ツアー	・友好都市等の住民の農作業体験ツアーを実施する。	春・秋	50		50	50	25人×2回	2回
	農家民泊者の利用	・協議会事業の交流の場として活用する。	随時	100	100			実績	—
2	移住体験事業								
	移住体験事業	・長期的に農作業などをしながら農村滞在を希望する者に旧学校農園の貸し出しを実施する。	通年	20		20	2	2人×10回	—
3	美郷巡り事業								
	山菜採り	・農作業体験と合わせて七滝涵養保安林で山菜採りを実施する。 ・地域住民と調理体験を実施する。	春・秋	50		50	50	25人×2回	2回
	森林と清水巡り	・七滝涵養保安林や清水をウォーキングする。 ・山菜の調理や豆腐づくり体験を実施する。	夏	50		50	50	25人×2回	2回
	ラベンダー巡り	・ラベンダー園での摘み取り体験を実施する。 ・美郷雪華エッセンシャルウォーターを使用したポプリやルームフレグランスづくりを体験する。	7月	50		50	50	50人×1回	1回
4	企業・団体交流事業								
	日本航空	・来町した社員と地域住民が協働活動をして交流を図る。 ・社員とワークショップを開催し、町の観光資源の見直しによる新たな観光ルートの創出を図る。	7月	40		40	40	40人×1回	1回
	龍角散 山崎帝國堂 東京生薬協会	・来町した社員と地域住民が協働で植樹を行い交流を図る。 ・企業の支援を受け、薬用植物の栽培技術確立のための学習会を実施する。	11月	20		20	20	20人×1回	1回
	東京都大田区 北海道中富良野町 栃木県小川町 長野県東御市 秋田県立大学	・友好都市等と毎年度テーマを定めた交流事業を実施する。 ・学生がテーマを持って町内を巡り、農業や観光について学ぶ。 ・課題解決のため地域住民と協議を行う。	不定期	40		40	40	10人×4回	4回
			6月	85	70	15	85	85人×1回	1回
5	体験講座事業								
	体験講座事業	・観光客が気軽に楽しめる講座（わら細工、フラワーアレンジメントなど）を開催する。	通年(年6回)	60	60		60	10人×6回	6回
				865	370	495	447		27回

# 既存資源との連携による施設活用イメージ

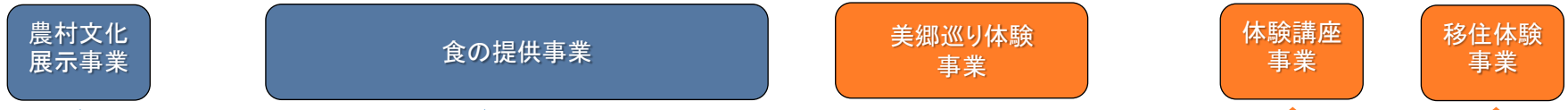
施策目標



整備施設と目的



事業



資源

